久留米市地域包括支援センター運営事業において本市が負担する費目一覧及び費用負担のリスク分担一覧

①久留米市地域包括支援センター運営事業において本市が負担する費目一覧

中央 （賃借）	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料、消耗品（プリンタートナー） 事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、施設賃料、火災保険料、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	―
中央２ （賃借）	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料、 駐車場賃料、事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、施設賃料、火災保険料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場４台確保
中央３	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料、 施設清掃委託料（塵芥搬出処理）、えーるピア久留米休館日中のセンター開館日駐車場警備業務委託料、 駐車場賃料、事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場３台確保
東	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料、 事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場５台確保
東２	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、事業用パソコン機器等賃借料、上水道使用料、下水道使用料、 ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場４台確保
西	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、事業用パソコン機器等賃借料、上水道使用料、下水道使用料 ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場６台確保
西２	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料、施設清掃委託料（塵芥搬出処理）、消防設備保守点検 委託料、事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場５台確保
南	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、事業用パソコン機器等賃借料、上水道使用料、下水道使用料 ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	―
南２	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、事業用パソコン機器等賃借料、上水道使用料、下水道使用料 ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場５台確保
北	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、事業用パソコン機器等賃借料、上水道使用料、下水道使用料 ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場５台確保
北２ （賃借）	費目	事務用機器保守等委託料（ネットワークサーバ保守管理）、電気使用料、上水道使用料、下水道使用料 事業用パソコン機器等賃借料、ネットワークシステム回線使用料、消耗品（プリンタートナー）、修繕料、備品購入費、その他市が払うべき維持管理費	※事業用車両駐車場５台確保

本表に定める事項で、疑義のあるものは、市と受託者で協議し決定する。

②地域包括支援センター運営事業における費用負担のリスク分担一覧

リスクの種類	内　　容	指定	
		市	受託者
物価変動	物価変動による人件費、物件費等経費の増		○
金利変動	金利変動による経費の増		○

制度・法令変更	受託者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	協議により定める	
不可抗力	自然災害による業務の変更、中止又は延期	協議により定める	
施設・設備の損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	受託者の管理上の瑕疵及び受託者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
備品等の損傷	市が貸与する備品の損傷で軽微なもの（3万円未満）		○
	市が貸与する備品の損傷で上記以外のもの	○	
	市が貸与する備品以外の損傷		○
	受託者が調達した物品等及び日常的な管理で必要となる備品や消耗品		○
自主事業	自主事業の運営に関するもの		○
施設構造	施設構造に起因するもの	○	
損害賠償	受託者における事故		○
	上記以外	○	
事業終了時	委託期間の満了または期間中途における事業の廃止に伴う原状回復に伴う費用		○

本表に定める事項で、疑義のあるものは、市と受託者で協議し決定する。